

のですが、第一次長期防衛計画が一応完了する段階に近づいているわけですから、これをもってしてもなお自衛力の漸増というものはとまるところがないので、従って第二次長期防衛計画というものが当然立てられて、そこではさらに漸増的な計画が進められる、こういうことが伏線として考えられるのではないかと。従って底止するところを知らない漸増ということになるおそれがあると思うのでございますが、長官はどういう御信念を持っていられるのでしょうか。

○伊能国務大臣 たいだいまのお言葉のうち、第一次防衛目標の次には伏線として第二次というお話でございまして、私が、私も、これは明確に伏線という意味ではなく、現在の目標といたしております。骨幹防衛力をもって十分であるかどうかということにつきましては、御承知のように国際情勢なり、兵器の科学的進歩という他の状況がございまして、それらによつてさらにまた日本の自衛力の力、またあり方というものを再検討せねばならぬと考えております。しかしさればといて御指摘のように、裏には無限に増強するというような意図が含まれているのではないかと、こういうお尋ねであるやに拝聴するのですが、その点につきましては私は現在の安全保障条約等にも一部見えておられますが、国際連合の集団保障態勢、その一環としてのアメリカとの集団保障条約、これらのものにつきましても、おそろしくソビエト、アメリカといえども、一国をもつてみずからを守るということ、私は現在の国際情勢においては困難である。いわんや日本のごとき防衛力、自衛力のきわめて

弱いところにおきましては、みずからの力をもってみずから守るといふことは、理想ではあると存じますが、これは日本の国力の点から、私もとてとうてい不可能なところである。従いまして第二次防衛力の整備目標につきましては、私も主として、人員の増加ということもさることながら、もちろん全然考えないということではありませんが、主として装備の質的強化、こういう方面を中心にしたしまして、半面、しばしば国会においても御

議論をいたしております。一体国の防衛の経費と国の力、国情というものをどういふバランスで見えていくべきかという点等については、しばしば単に日本だけでなく世界のいづれの国会等においても議論の対象となつております。が、少くとも私もとしては国の維持、安全、平和、独立を守るための保険料とでも申しますか、そういう意味において国民所得の二〇程度の防衛費というものは必要ではなからうか、従いましてこれは実際の装備というものとはややかけ離れた、数字上の観念的議論ではございしますが、大体二〇程度ということを目標に国の防衛力というものを考え、一方さらにアメリカ、国際連合との集団防衛態勢、集団安全保障態勢というものに依存して参りたい、こういう考え方でおるわけであり

ます。

○受田委員 私がお尋ねする問題に限つてお答えを願いたいのです、御親切ではあります。次にお尋ねすることにお答えいただきたいのです。今あなたのお説によると、一つ新しい意義を感じるわけですが、日米安保条約の中の第四条「この条約は、国際連合又

は」というある。この条項をあなたは不可能であるということに考えていい、かように了解してよろしゅうござい

すか。

○伊能国務大臣 お尋ねの趣旨がよく私に理解できませんが、第四条が不可能であるという御趣旨は……。

○受田委員 今あなたが御説明になられた中にこういう言葉があった。「国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集团的な安全保障措置が効力を生じた日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失ふものとする。」ということに關連する今お返事があつたのです。この第四条の規定というものは、結局今のあなたのお言葉を裏にして返せば、この第四条の実施は不可能に近い、かように了解してよろしいかとお尋ねしておるのです。

○伊能国務大臣 お尋ねの件につきましては、私も、私も、これは世界の恒久的な平和ということも望ましいことだと存じます。が、現在の国際情勢におきましては、不可能というよりは少くともみずからの力でみずから守るということは非常に困難である、従いまして世界の大勢は集団安全保障態勢に向つておるといふ事実を私は申し上げ、同時にその事実に関連いたしまして日本としての今後の態度を申し上げたわけでございますが、不可能であるというところまでは私も考えておりません。理想としてはそうあるべきだ、しかし現実としてはなかなかそこに達するには距離があるのではないかと、かように考えております。

○受田委員 ここにあなたが軍の指揮官としての立場で、あまりにもこういう平和的な取扱いの方に努力を欠いておられる考え方があると思つたのです。今あなたのこの第四条に關連する措置については不可能であるという御発言があつたので、それがあつたかもし

に規定したことと同じようなことを言うておられたからお尋ねするわけですね。けれども、やはり軍の責任者である防衛庁長官というものが常に平和的な考えを持って、外交等においても平和外交を推進するような信念でやりにならなかつたら、あくまでも軍の増強を企図するということも考え方をもちやられるということになると問題があるわけですね。たとえば沖縄、小笠原を含んだ場合には現在ではとても防衛力を充実しておらないから、そのときには別に軍備を整えなければならぬのだ、こういうお考えであると、いかに防衛庁長官は軍備強化の総本山であるような印象を国民に与えるわけですか。そうしたことが今の外務当局に対する希望となつても現われておるといふことになれば、より一そうわれわれは危険を感じるわけなんです。ここに今お尋ねを初めに戻しまして追及したい点があるのではありませんか、たとえば漸増的という言葉について、あなたは第二次計画は質的強化というところへ重点を置きたいということをお尋ねしておられ

すけれども、人員の強化ということについては、これは避けたいという意味かどうかというところまでは私も考えておりません。人員は現状程度でとどめて、質的充実を第二次防衛計画で考える、こういう意味かどうか。

○伊能国務大臣 考え方としては御指

摘の通りであります。が、人員を現状維持にとどめるといふことにつきましては、これは今後の問題として私もはできるだけそういう考え方でも参りたいと思つておられますが、人員の増備につきましても、これは必要やむを得ざるものについてはやはり若干のものについては増備せざるを得ない。しかし趣旨としては御指摘のような考え方

で進みたい。

○受田委員 あなたの方から示された取扱い注意の資料の中に、注意程度でありますから、不注意な場合が起こることもあるわけですね。公開して一向差しかえないと思つたけれども、北部方面に、たとえば陸上自衛隊に例をとるならば、北部方面の所管に属する隊員というものは五万二千幾ら置かれておる。そのほかの地域を見ると大体二万程度ずつしかないわけですね。こういうところを見ると、北海道に莫大な陸上自衛隊の人員を擁するということを見ると、何か地域的に北海道に重点を置いておるといふことが言えるわけなんです。これはたとえば広い土地があつて、演習するに都合がいいとかいう事情だけか、ほかに事情があるかをお答え願いたい。

○伊能国務大臣 特に北海道に重点を置いておるといふ趣旨ではございませんで、九州等におきましても三万近い自衛隊が駐屯をいたしております。そして九州と北海道との地域につきましても、これは私が申し上げるまでもなく相当地域においての隔たりがあるように、かように存じます。が、御承知のように北海道等について全体としての北海道部隊の整備その他について特に重点がある、かような趣旨ではご

さいませんで、内地につきましても今後御審議を願っておる法案につきましても、全体の指揮掌握の關係と指揮の公正をはかると同時に、各部隊の練度の強化をはかるといふ意味で、三方面隊を今後御審議を願って、御審議をいただいたらそういう趣旨で方面總監を置きたいという趣旨も、全体としての装備の平均化ということも逐次考へて参りたい、かように私は考へております。

○受田委員 旧軍部時代は、平常時の常備軍が二十個師団、その中で北海道には一個師団しかなかった。今日では陸上自衛隊の三分の一が北海道におるという、この理由は何か、重大な意義があるのかどうか。

○伊能國務大臣 旧軍時代と申しますか、第二次世界大戦以前におきましては御承知のごとく日本国内のほかに朝鮮、台湾もしくは満州というような大陸への、何と申しますか、軍の装備というような問題が政策の一端として重点が置かれておりましたが、今日におきましては御承知のように、日本の領土内において守るという自衛隊の本来の目的に沿った考え方からいたしまして、かような配備をいたしておるのですが、特に御指摘のように北海道のみに重点を置くという趣旨ではございません。

○受田委員 これはまた後ほど個々にお尋ねする機会があると思いますが、私がもう一つあなたにお尋ねしておかなければならぬことは、第二次長期防衛計画がまだに立てられておらないということ、あなたの方の立場をもつてすれば、はなはだおそきに失すると思うのですが、ある程度今の装備の充

実というような方面で、人員は現状にとどめたいという方針は大体承わったわけですが、ほかに何か具体的なものを考へるに至ってはいないわけですか。

○伊能國務大臣 第二次防衛目標の整備につきましましては目下せっかく研究中で、御指摘のごとく、所定の研究、調査があるいは計画よりもやや遅滞を見ているということも事実でございますが、第二次防衛目標における整備の重点は、さいぜん申し上げましたように質的改善、その具体的な例は、海幕につきましましては主として対潜水艦装備の充実、また空幕につきましましては航空機とともにミサイル、ロケット等の装備に重点を置きたい、かような趣旨で目下計画中でございます。

○受田委員 まだ計画をわれわれよくお聞きしてなかつたわけですが、これども、第二次といえは三十五年はすぐ目の前に迫つておるわけですが、いまだに具体化してないということになります、防衛庁としてははなはだ不手ぎわであるということもいえるわけなんです。われわれはこれを推進する役割でなく、阻止する役割でありますけれども、あなたの方の計画だけは承わつておかないと、阻止するのに大へん苦勞しますから承わつておきます。

そこで、私次の問題をお尋ねしたいのですけれども、あなたの部下である井本能男陸将が、昨年アメリカを視察された途中で、日本の自衛隊は当然核兵器を持つて充実した自衛隊にしなければならぬという言明をされておる。防衛庁の職員であり、自衛隊の幹部である人が、外国において、政府自身の政策に関係し、あるいは憲法違反に関

係するような問題を平然と言ひ放つことを、あなたはどのようなふうにお考へになるか。

○伊能國務大臣 防衛の問題につきましては、これはおのおのその職にある者が、日本の安全と独立を守るためにあらゆる角度から研究をし、そうしてほんとうに日本の安全と独立を守る熱意を持つておるということについて、私はこれは望ましいことであつて、御指摘のように、そのことだけでどうこうということではない。問題は核兵器を日本が持つべきか否か、この問題につきましまして現在の政策としては、御承知のように岸内閣は政府として核兵器を持たないということをはっきり申し上げておられますが、戦略上の見地から核兵器を持つべきであるかどうかという議論については、いろいろ世界の戰略家あるいは軍事専門家の間に議論があるかと思ひます。

また先般来本国会におきましても、憲法上の解釈云々の問題等にも發展いたしておりますが、世界の大勢が、スイスあるいは西ドイツ、スエーデン等、いわゆる中立国といわれる国々においても、みずからの平和と安全を保つには核兵器を持つという決意をしておるという点から、おそらく、私は井本君の個人的見解をつまびらかにしておりませんが、そういう意見の開陳があつたということは、それだけで特に責めるべきことでもなからう、かように感ずるのであります。

○門叶政府委員 大臣御就任前のことでございますので、私からちよつと補足的に御説明を申し上げます。当時旅先で井本陸将が話したことが、こちらにも電報になつて参つております。

当時の事情を帰朝早々直ちに聴取した次第であります。たまたま核装備の問題についてある記者から質問があつたのでございしますが、前提として、この問題は、日本においては核装備をしないというのが現政府の建前でありまして、ただ具体的に核装備をしていける方としない方とどっちが、たとえば相手方が核装備をしていながら核装備をして守るといふ両方の場合をとつた場合は、やはり核装備をした方が守りやすいという趣旨の発言をした。それがあたかも日本の軍部が核装備を希望しておるというような具体的な印象を与えたようでございします。

「長官の答弁と違ふ」と呼び、その他発言する者あり」

○伊能國務大臣 私は井本君自体のしゃべつた内容についてはつまびらかにしておらないが、その趣旨を速記録をこらんにただけはおわかり願へると思ひます。その点ははっきり申し上げておきます。従ひまして一般論として、井本君個人の見解の内容については私はつまびらかにしておらないが、受田委員御指摘のような、個々の意見について不都合であると考えるかどうかというお話でありましたから、その点については必ずしも不都合であるとは私は考へておりません、かように申し上げたのであります。

○本原委員 官房長のお答の通りならば、われわれとして了承することが出来る。しかし長官の先ほどの答弁は、ちよつと血迷うていますよ。一体現在の岸内閣も、政策上か憲法上か知らないが、核兵器を持たないと言つておる。歴代の内閣が、核兵器を持たないことを日本国民の悲願にするということをやつておる。しかもその悲願にしておる人の統率を受けておる軍隊で、その軍人が、何は個人の思想の自由とはいひながら、もしそういうことを主張するならば、はつきり防衛庁をやめて一国民となつて、日本は防衛上今の段階において、持たなければ国の防衛を全うすることはできないのだということを言うのだったら話はわかる。防衛庁に籍を置いておいて、そういうことを外国に行つて言うということとを是認されるというのは、あなたの食言ですよ。取り消しなさい。

○伊能國務大臣 私は職務上の命令に違反したとかいうような場合も起り、われわれとしても処分もしなければならぬ、かように考へますが、さいぜん申し上げましたように、私は井本氏自身の個人的意見もしくはアメリカ等において發表した内容はつまびらかにしておりませんが、そのことだけをもつて、今御指摘のように、やめるべきであるとかどうとかいうことは、直ちに当らないのではないかと、かように申し上げました。

○本原委員 重複するようですが、こういうことを、防衛庁の少くとも陸将という立場にある、指揮官の立場にある人が言うということをやつたとされ、なおその職務におられることを、あなたとしては認められるのですか。私はそういうようなことを認めるということであれば、また考へなければならぬ。当然ここに來てもらつて、その真意を委員会として十分聞かなければならぬ、私、井本君自身の発

言の内容についてはつまびらかにしておらないことは、最初に前提として申し上げましたが、たまたま官房長の説明によりまして、井本君自身はさような発言をしておらないということでありましたので、事態の内容につきましましては明らかにしたわけでございしますが、ただ一般論としてそういう事態の際に、それだけでもって直ちに本人をどうするかという筋合いではない、内容自体によりましては単に個人としてではなく、公職にあるものとしてきわめて不適当だというような発言であれば、その内容について十分処理をしなければならぬと存じますが、それだけで——井本君がさような発言をしてないということが明確になりましたが、発言の内容によつては、それが公人たる井本君の職務に関連し、しかも命令に違反するような事態であれば、これはもちろん御指摘のように、適当な処理はいたさなければならぬ、かように考えます。

○木原委員 なお重ねてお尋ねしますが、今後とも防衛庁の職員が個人的見解という言葉によつて、核武装をしなればならないというようなことを、他国もしくは他人に発言する場合、あなたは長官としてそれを認められますか。職務違反として、これに対して将来処罰をされますかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○伊能國務大臣 その内容が職務に違反するような場合におきましては、御指摘のように適当な処置をとりたい、かように考えております。

○木原委員 はつきり職務に違反するのじゃありませんか。個人とかなんとかいうような立場でないでしょう。私

どもは、そういうことは少くとも防衛庁をやめて一個人となつて批判すべきであつて、防衛庁の中で、職務の内容であらうと個人的意見であらうと、そういうことを言うことは許されないと、思うが、どうですか。

○伊能國務大臣 誤解がありますといけませんから、この点は防衛庁の見解を明白にしておきたいと思ひますが、防衛庁におきましては、核兵器を持つことを前提とする諸般の調査その他等については、一切いたしておりませんことは——もちろん、政府の方針を順奉いたしまして諸般の整備をいたしておることは事実であります。従ひましてたゞいま御指摘のような御心配については、もちろん私も御心配はないと申し上げますと同時に、私自身就任二カ月にいたしましたこれらの問題について、核兵器を前提とした諸般の整備あるいは諸般の研究をしておるといふようなことはございせん。井本君の発言につきましては、本人から十分その内容については聞きたいと思ひますが、戦術上の問題について、おそれる米軍もしくは米国の専門家との間において、核兵器と核兵器でない装備との間における戦術、戦術の立場において、いずれが有利であるかというような問題等については、研究もしくはその発表をしたものと、官房長の説明によると察せられますので、それを前提とし、そういう考えから防衛庁長官初め防衛庁内部においては、たゞいま御指摘のような考え方でやっておるのではないかとこのことについては、万さ

いと思ひますが、あなたにもう一つ伺つておきたいことは、そういう考えであるから、現在自衛隊の演習などをやるのに、核兵器の攻撃を受ける、ことに核弾頭を有する弾丸が飛んでくることに對して、これを防衛するため

の演習をやっておられると聞いておるのですが、それは事実でございしますか。

○内海委員長 速記を始めて下さい。

○愛田委員 私、こういうことを今お尋ねしたので。今、井本さんの発言は國際的に非常に影響を与えているのです。ところが、その後国会でもわれわれは御遠慮しておつたわけだが、たまたまあなたが参議院で、この核兵器の使用を認めるような発言を、政策と憲法解釈は別という意味でやられたというので、そこで私はきょうこれを持

ち出したわけです。今まで遠慮しておつたのです。ひそかにあなたの方の言行を監視しておつた。そこで、もうすでにずっと前から防衛庁の内部においては、核兵器の使用ということが可能であるという話し合いができておつたのじゃないかという不安をわれわれに与える。そこで、今の自衛官の高級官である井本さんが、アメリカなどで公然とこれを言われた。それが新聞報道に——これは今官房長の仰せられるように、多少の相違点はあるにせよ、井本さん御自身の気持は、核兵器を持つて自衛隊を固める方が、戦術の上から見ても戦術の上から見て有利であるといふ考えを持つておられる以上は、これはもう井本さん個人の考えは、核兵器を持つた方がいいといふことになつておるのですから、そういう発言をされるそのことがすでに私は問題だと思

ふ。従つて防衛庁の内部には、核装備についてはもうすでに内部的には強い希望を持つておつて、それがたまたまおとといのあなたの御発言となつて現われたという印象を与えておるのです、いかがでございましょうか。

○加藤(陽)政府委員 お答え申し上げます。この前から当委員会でも申し上げて自衛隊の考へておりますことは、局地戦を主としてやる。しかし全面的な戦争というものは、世界全般から見まして、最近の武器の発達から見ますと、もちろん起り得ないというように考へます。しかしその局地戦につきましても、あるいは制限的な核兵器が使われるかも知れない。こちらは使ひません。使ひませんが、使われるかも知れないといふふうな設定は、われわれとしては一応考へなければならぬ。もし万一その核兵器の攻撃が——希望しないことではありますし、そうないやうにわれわれは大きな意味で努力しなければいけないと思ひますが、あつた場合に、自衛隊としてはどうするか、国民をどうして守るかというやうなことは、考へるべきことでありまして、技術研究本部、化学学校等におきまして、その場合にわれわれのとるべき動作、いかにして被害を防ぐかといふことについては研究しておりますが、訓練をしたといふことは私は承知しております。

○伊能國務大臣 御承知のように日本における自衛隊は、国内を守る、日本の独立と平和を守るといふ趣旨から、自衛の目的を持つてできておる。かような趣旨で、攻撃的な性格を持たないといふことから私も考へまして、

○愛田委員 それはいすれまた井本陸将の御意見を正式に報告をいただきました

○愛田委員 研究段階であるといふことで、まだ訓練には及んでいないといふことでありますから、私はそれで一

応了承します。

それでは私きょうはこれでおきますが、これから毎日防衛問題についてお尋ねするように、お互いが態勢を整えておりますから……。

に、坐して死を待つというような状態におきましてはどうであるとか、いろいろな論議が出てきたが、憲法上においても、自衛という観点に立った場合においては、理論的に核兵器の一部を待つ、明らかに常識的にだれが考えても水素爆弾、原子爆弾というように、国内においてこれを使えば、敵を殺傷すると同時にみずからをも殺傷するというような大きな攻撃的性質のものについては、いろいろな論議もありましようが、少くとも敵が国内に入ってくる、それを前提として、相手がそういった手段に出る際に、こつちもそれを全然使うことができないかどうかというような際には、それは憲法上も許される範囲ではなからうか、必ずしもすべてを連発と言わなければならないのではないか、かような議論をいたした。その際に、しからば御指摘のように攻撃的な核兵器、防御的な核兵器というようなのものが一体あるのかどうかというような論議でありましたが、科学の飛躍的な進歩、なかんずく兵器等の飛躍的な発展の段階において、それらを区別する。これがそうで、あれがそうだとすることを区別するということとは困難ではございませんけれども、これはあくまで理論的な、観念的な憲法上の解釈としての御議論でありますから、私どもとしてはさように御回答申し上げるということでありましたが、再三のお尋ねでありましたので、たとえばオネスト・ジョンのごとき兵器の射程距離がわずかに三十キロ程度、最大射程四十キロ程度のものは、これを日本が持ったとしても、現在の日本の地理的な条件からいって敵を攻撃するという種類のものではない。従って、たと

えばこういうようなものは少くとも憲法上の解釈として直ちに違憲ではない、かような趣旨の御説明を申し上げた次第でございます。

御指摘の通りでございます。従って私どもとしては、最近のオネスト・ジョン等については、すでに文獻等にも明らかにされておりますように、ソビエトについては私もつまびらかにいたしません、アメリカ等においては普通の師団がすべてこれを装備しておる。通常兵器としてこれを使っておると同時に、外気の放射能等についてもできるだけこれをクリーン・アップして、放射能被害というものを少くする努力がなされておる。同時にオネスト・ジョン自体についても、いわゆる硝安爆薬換算にいたしまして相当大きなものであったものが、最近是非常に小さなものも作られたつあるという形で、通常兵器化しておる。そういう意味からいって、日本の地理的条件等からするならば、理論的な憲法上の解釈の問題としては、すべてが違憲であるという観点には私どもは立ちません。

同時に御指摘のごとき、攻撃的兵器と防御的兵器というものを、理論的に実際的に明確に区別をするということとは、不可能でございますというところを、私も再三答弁をいたしましたのでありますが、しかしたとえば、具体的にどういうものがあるかというから、その例として私は申し上げておる。そういう場合にはすべてが違憲であるという解釈を私どもはとらない、かように申し上げました。

兵器になると思います。わが自衛隊といたしましては、ああいうものももし米軍から供与されました、これはどこまでも防衛兵器として使って参りたい、かように考えておる次第でございます。使いうようにしては攻撃的兵器になる、前の長官が言っておるじやありませんか。あなたは絶対攻撃兵器としては使えない。使いうようにしてはなりません、オネスト・ジョンではなりません。防衛庁の見解は変わったのですか。

○石橋(政)委員 そこがおかしいと言うのです。オネスト・ジョン一つに例をとってお答えになっておられるのですが、味方をも殺傷するというならば、オネスト・ジョンだって同じだと思ふ。特に日本のような狭い地域で使った場合に、味方が全然これで殺傷されないかという、そんなことはありません。だから、本来防御的な兵器だから、攻撃的な兵器ではないからというようなことでは分類できないと私は思ふのです。そういう分類をあえてやつて、オネスト・ジョンならば核弾頭をつけたって憲法上いいのだということを一つ認めてしまえば、これはICBMだって原子爆弾だって水素爆弾だって同じだということになります。

使いうようにして、攻撃的な武器として使うか防御的な兵器として使うかという使い方の違いであつて、本来持つておる性格によつて分けることはできないのですから、オネスト・ジョンがいいというならば、もう一切の兵器が憲法上いい、こういうことにならなければおかしいと思ふのです。どうですか。

○伊能(国務)大臣 お気持は私も全く同感でございますが、しかしオネスト・ジョン等については日本の地理的狀況、ことにさいせん申し上げましたように、風その他の状況等によつては、逆風が吹いた場合には三十キロ程度であれば、味方をも放射能によつて殺傷する場合がないとは言えないことは、

れないといつて、分けられないものの中を無理に分けて、そしてこれならば違憲じゃない、これならば違憲だ、そんな理屈が成り立つはずがないじやありませんか。オネスト・ジョンだってそうです。それでは用いようによつては攻撃兵器になるということはお認めになるわけですね。その点いかがですか。

○伊能(国務)大臣 少くとも日本においては、私はこれを攻撃的兵器として使うことはないと申し上げました。

○石橋(政)委員 そんなばかなことがあります。防衛庁の見解は一々ぐらゐら変わるのですか。どうして攻撃兵器として使われることはないのですか、どうしてないのですか。使いうようにしてはあつたのじやないのですか。

○伊能(国務)大臣 日本におきましては、外へ出てみずから攻撃をするということがない。従ひましてオネスト・ジョンのように国内から外に向つて、長大な弾道距離等の観点から、攻撃的にこれを使うことは、オネスト・ジョンの性能自体から不能だということを申し上げました。

○石橋(政)委員 重大な発言をいたしておられますが、変更にならないようにして下さい。また発言を重ねて……。

昭和三十一年四月十九日、本委員会におきまして当時の船田防衛庁長官は、何と答えておられますか。速記録をちゃんと読んであげましょう。「これは使いう方によりまして、もちろん攻撃的兵器にもなると思ひます。手ぬぐいでも人殺しはできますから……。それからいって、手ぬぐいが凶器だとは私には考えられない。ですから、その使いう方によつてはオネスト・ジョンも攻撃的

兵器になると思ひます。わが自衛隊といたしましては、ああいうものももし米軍から供与されました、これはどこまでも防衛兵器として使って参りたい、かように考えておる次第でございます。使いうようにしては攻撃的兵器になる、前の長官が言っておるじやありませんか。あなたは絶対攻撃兵器としては使えない。使いうようにしてはなりません、オネスト・ジョンではなりません。防衛庁の見解は変わったのですか。

○伊能(国務)大臣 これは人、人によつていろいろな意見があろうと思ひます。一般論としてはいろいろな御意見も立ち得ると思ひますが、私は日本における自衛隊の性格その他から考えて、自衛隊は国外に向つて攻撃するということとはその使命にない。そういう趣旨からオネスト・ジョンのごときは侵略的な兵器にはならない、かように申し上げております。

○石橋(政)委員 人によつてとあなたはおっしゃいます、私が引例したものは防衛庁長官ですよ。前の防衛庁長官です。あなたは、絶対にオネスト・ジョンは攻撃的な兵器として使われることはない、と今断言された。前長官は使いう方によつては攻撃的兵器になるとおっしゃつておる。非常な相違です。あなたの言つておることが間違つておる。船田さんの言つておることがほんとやうなんです。第一に使いう方によつて分けるならば話がわかるけれども、本来の性能から絶対に攻撃的に使いう方がないという解釈はどこから立つてきますか。先ほどおっしゃつたことと違つたじやありませんか。防衛庁の見解は変わったのですか。

○伊能(国務)大臣 日本におきましては、外へ出てみずから攻撃をするということがない。従ひましてオネスト・ジョンのように国内から外に向つて、長大な弾道距離等の観点から、攻撃的にこれを使うことは、オネスト・ジョンの性能自体から不能だということを申し上げました。

○石橋(政)委員 重大な発言をいたしておられますが、変更にならないようにして下さい。また発言を重ねて……。

昭和三十一年四月十九日、本委員会におきまして当時の船田防衛庁長官は、何と答えておられますか。速記録をちゃんと読んであげましょう。「これは使いう方によりまして、もちろん攻撃的兵器にもなると思ひます。手ぬぐいでも人殺しはできますから……。それからいって、手ぬぐいが凶器だとは私には考えられない。ですから、その使いう方によつてはオネスト・ジョンも攻撃的

○伊能(国務)大臣 少くとも日本においては、私はこれを攻撃的兵器として使うことはないと申し上げました。

○石橋(政)委員 そんなばかなことがあります。防衛庁の見解は一々ぐらゐら変わるのですか。どうして攻撃兵器として使われることはないのですか、どうしてないのですか。使いうようにしてはあつたのじやないのですか。

○伊能(国務)大臣 日本におきましては、外へ出てみずから攻撃をするということがない。従ひましてオネスト・ジョンのように国内から外に向つて、長大な弾道距離等の観点から、攻撃的にこれを使うことは、オネスト・ジョンの性能自体から不能だということを申し上げました。

○石橋(政)委員 重大な発言をいたしておられますが、変更にならないようにして下さい。また発言を重ねて……。

昭和三十一年四月十九日、本委員会におきまして当時の船田防衛庁長官は、何と答えておられますか。速記録をちゃんと読んであげましょう。「これは使いう方によりまして、もちろん攻撃的兵器にもなると思ひます。手ぬぐいでも人殺しはできますから……。それからいって、手ぬぐいが凶器だとは私には考えられない。ですから、その使いう方によつてはオネスト・ジョンも攻撃的

○伊能(国務)大臣 少くとも日本においては、私はこれを攻撃的兵器として使うことはないと申し上げました。

○石橋(政)委員 そんなばかなことがあります。防衛庁の見解は一々ぐらゐら変わるのですか。どうして攻撃兵器として使われることはないのですか、どうしてないのですか。使いうようにしてはあつたのじやないのですか。

○伊能(国務)大臣 日本におきましては、外へ出てみずから攻撃をするということがない。従ひましてオネスト・ジョンのように国内から外に向つて、長大な弾道距離等の観点から、攻撃的にこれを使うことは、オネスト・ジョンの性能自体から不能だということを申し上げました。

○石橋(政)委員 重大な発言をいたしておられますが、変更にならないようにして下さい。また発言を重ねて……。

昭和三十一年四月十九日、本委員会におきまして当時の船田防衛庁長官は、何と答えておられますか。速記録をちゃんと読んであげましょう。「これは使いう方によりまして、もちろん攻撃的兵器にもなると思ひます。手ぬぐいでも人殺しはできますから……。それからいって、手ぬぐいが凶器だとは私には考えられない。ですから、その使いう方によつてはオネスト・ジョンも攻撃的

○伊能國務大臣 私はいぜん来、攻撃的兵器、防衛的兵器というものを分けることは困難であるが、オネスト・ジョンのごときは、少くとも日本においては一般論としては——船田さんは使ひようによる。おそらく私も国によつてはこれが攻撃的兵器になる場合がないとは申し上げておりません。しかし日本においては、自衛隊の特質上、攻撃的兵器になることはないというものを申し上げております。

○石橋(政)委員 そういうことはあります。あなたは今おっしゃっている答弁をずっと一貫して分析してみても、オネスト・ジョンであろうと何であろうと、核兵器そのものの違憲でない、持ってもいいのだと一つでも認めれば、ほかの全部認められることになりまふ。自分でも矛盾を認めておるじやありませんか。負けられない。ところが今になってオネスト・ジョンになると、自分が違憲じやないと言つてしまつたものだから、さあ国内において使う場合は攻撃的にならぬとか何とか言つて一生懸命逃げておられるけれども、これはおかしいですよ。それではもう少し私の方でもあなたが今答弁された速記録をよく読んでみましょう。委員長それでは休憩して下さい。

○内海委員長 関連質問があります。高橋(順)一君。
〔発言する者多し〕
○内海委員長 静粛に願います。関連質問ですから、まだ時間もありませんから、高橋(順)一君をあらためて指名いたします。

○高橋(順)委員 防衛長官に二、三お尋ねいたします。防衛庁設置法の一部

を改正する法律案、これは人員の増加、こういう内容を持つております。それから自衛隊法の改正は、隊の新設、編成がえ、その他の配置に関する問題が主たるものであると思ひます。そこでお尋ねするのは、こういうふうな機構の改正、隊の編成がえ、新設ということと、それに應じての人員の増加が行われて、今一番私どもの疑問を持ちますのは、兵器は一体どういうふうなその隊に配置されるであろうか、そこでどういうことをやるのか、その内容が知りたいわけでありまふ。この改正案に盛り込まれておる各隊、そうして増加される人員等によつて、こういう兵器によつてこういうことをやるのだという内容を一つ内容的に御説明を願ひたい。

○加藤(陽)政府委員 私からお答えいたします。今度自衛隊におきましては、職員千四百数十名を増員するわけでございます。これは平服職員でございます。武器の関係はございませぬ。ただ千四百名余り増員いたしますが、そのうちの千名は、現在補給処、学校等に働いておられます自衛官を平服職員にするのがむしろ能率的であるというのでかえまして、この千名の自衛官をもちまして地区施設隊、ロケット実験訓練隊、教育隊等に充當いたすのでございます。海上自衛隊の方におきましては、艦艇の増加に伴う増員でございます。今作つております艦艇は、御承知の通り警備艦及び掃海艇等ございまして、これらの持つております装備は御承知と思ひますが、三インチ砲、五インチ砲などを主としてこれらの艦艇は整備しております。航空自衛隊の方の増員は、リーダー・サイトの要

因であります。漸次リーダー・サイトの返還を受けておりますので、これに当ります職員、また航空機の増加に伴いますパイロット、整備員というふうなもの増加と補給処の増加でございます。これらの整備は御承知の通りでございます。

○高橋(順)委員 今兵器の問題について御説明がありました。これらの詳細については後に譲るといたしまして、時間の関係もありまふからあまりその問題について深入りはいしなうことにいたします。そこでこれは簡単にわかる問題だと思ひますが、出動に關して二、三お伺ひしたいと思ひます。自衛隊の任務に關しましては、自衛隊法第三条に規定するところでありまふが、この第三条第一項の規定によりまふと、「国を防衛すること」を主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする。この規定の文言からいたしますと、公共の秩序維持ということが副次的なもののよう

に規定してあるのですが、防衛長官は、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛する任務と、公共の治安、秩序の維持ということとをどういうふうにかへていらつしやるか。並列的な価値のものと考へておられるか。一方を主とし、一方を副次的なものとしておられるか、それらの点についての御見解を伺ひたい。

○伊能國務大臣 御指摘の点につきましては、第三条の文章としては、御指摘のように「必要に應じ」と書いてあります。が、私どもとしては公共の秩序維持の問題等については、本来の目的と同様きわめて重要な問題と考へまして、全く同様な趣旨でこの仕事に當つて参りたい、かように考へております。

○高橋(順)委員 そこで治安出動に關してお尋ねいたします。自衛隊法第七十九条によりまふと、防衛長官は、事態が緊迫して、そうして第七十八条第一項に規定する治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これらに対処する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部または一部に対して出動待機命令を発することができまふ。前項の場合においては、長官は国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとす

る、こういう規定がありますが、事態が緊迫して治安出動命令が発せられることが予測される場合ということについて、そういう事態というのは、大体どういふ事態を考へておられるのか、その点を一つお答えいただきたいと思ひます。

○伊能國務大臣 お答え申し上げます。幸いにいたしまして、今日までかような事態の発生を見ておられないことは、国家のために非常に仕合せなことと存じておりますが、さような事項を特に設けましたゆへには、御承知のように内外の情勢が非常に緊迫いたしますに伴ひまして、国内においても、内乱とまでは申し上げませんが、それに近いような騒擾状態あるいは経済的な闘争でありまふと、ゼネラル・ストライキ、かつて昭和二十二年二月一日に経験されようとしたような日な、そういう一般の警察ではとうてい処理が不可能ではなからうかというやうな事態が予想されたやうな場合におきましては、出動準備命令を出す、か

ようなことで私どもは研究をいたしております。

○高橋(順)委員 これは警察との関連があるわけですが……。今のお答えにありましたように、一般警察力をもつてしては、とうてい治安の維持とすることができないであらう、こういう事態を考へていらつしやるやうでありますから、警察と関係が出てくるわけでありまふ。ところが、ちやうどこれは、昨日も法務委員会において質問いたしたところでありまして、法務当局の見解は大体わかつておりますが、ちやうど北海道の苫小牧市において、御承知のごとく王子製紙の労働争議がありました。あそこは人口五万ぐらゐの都市で、しかもその町は王子製紙で生まれ、王子製紙で維持されておるとまでいわれるやうな、人的にも経済的にも非常に関係が深いわけでありまふ。ところがそこへ争議が勃発して、御承知のごとくその争議に關連して、非常に規模の大きい集団的な暴力行為、脅迫行為、その他人権侵害行為があつたわけですね。そのときのいろいろの資料を調べてみますと、また公けにされた新聞雑誌等の記事によつてもうかがわれるところなのですが、北海道の警察官は大体五千余人で、そして現実に出動できるものは、動員できるのは三千人ぐらゐ。三千人の警察力に対してであるから、われわれが四千人、五千人で騒げばどうにも取捨することができないのだというやうなことを宣伝しつゝ、いろいろの事柄が行われたやうに見受けられるのです。そういう場合において、警察は他の都府県等から応援を求めることが、やろうと思へばできることになっております。ところがその応援を求めるには、この

ば、これはゆゆしい問題です。そういうことは……（高橋）稟委員「そうじゃないと言った。」と呼ぶ）私もそうじゃないと思う。ないと思うからあえて言いませんけれども、そういうことに働き込まれて、長官が簡単に条文などを示したて、出動の可能性を論ずるのはいかにぬということを、私は親心で御忠告申し上げて、あとは防衛問題等々にからんで、いわゆる治安と自衛隊の任務というふうなもの、今後のあり方

等については、これから大いに論議したいと思っております。

○内海委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

ハシ	ハシ	内閣委員会議録第十六号中正誤
段	段	
行	行	
誤	誤	
正	正	
二	二	末三 三十号度に 三十号に
四	四	同家公安委 員会 国家公安委 員会
ハ	ハ	三 末三 わつていた わかつてい
三	三	のに たのに
内閣委員会議録第十七号中正誤		
ハシ		
段		
行		
誤		
正		
四		
二		
末七 第七二条 第二条		

昭和三十四年三月十八日印刷

昭和三十四年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局